資料11

自殺対策基本法に基づく法定協議会の設置状況等について（回答取りまとめ）

2026/6/17　がん・疾病対策課取りまとめ

地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避する適切な対処を行う体制の整備及び自殺未遂者等の支援に関する施策のうち、こどもに係るものを実施するに当たっては、単独又は共同して、学校、教育員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会を置くことができる。

	市町村名	問1　法定協議会の設置状況	問2　法定協議会の事務局	問3　その他の具体的な部局	問4　設置または設置に向け検討している場合、法定協議会の設置形態	問5　既存の協議会等と兼ねて設置またはその他の場合、設置形態	問6　令和7年度以降に、本人及び保護者等の情報提供の同意を得られていない場合に、どのような整理で情報共有を行いましたか						問7　問6でその他と回答した場合の情報共有の方法
							ア　集団的守秘義務が課せられている自殺対策基本法に基づく法定協議会において個人情報の共有がされた。	イ　集団的守秘義務が課せられている要保護児童対策地域協議会において、個人情報の共有がされた。	ウ　個人情報保護法の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要」な状態であるとの判断がありため、個人情報の共有がされた。	エ　個人情報保護法の「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要」な状態であるとの判断があり、個人情報の共有がされた。	オ　根拠法令等は分からない。	カ　その他	
1	横浜市	設置に向け検討	決まっていない		決まっていない								
2	川崎市	設置に向け検討	決まっていない		決まっていない			○	○	○			
3	相模原市	未定							○				
4	横須賀市	設置に向け検討	自殺対策部局		既存の協議会等と兼ねて設置	横須賀市自殺対策推進協議会の部会・分科会・検討チーム等の位置づけで考えている。							
5	平塚市	設置の要否について検討						○	○	○			
6	鎌倉市	設置の要否について検討										○	子どもについて、自殺対策担当課に共有された個人情報はなかった。
7	藤沢市	設置に向け検討	決まっていない		決まっていない								
8	小田原市	設置の要否について検討										○	情報共有された事案はありませんでした。現在、協議会設置の要否に向けて話し合いを進めているところです。その中で、上記のような事例の取り扱いに関する対応方法について、共通認識を持つ必要性を改めて認識したところです。
9	茅ヶ崎市	設置に向け検討	決まっていない		決まっていない							○	家族等より同意を得た上で各課と情報共有を行っている。
10	逗子市	設置の要否について検討											
11	三浦市	設置に向け検討	自殺対策部局		既存の協議会等と兼ねて設置	自殺対策会議							
12	秦野市	設置の要否について検討						○	○				
13	厚木市	設置の要否について検討	決まっていない		決まっていない							○	令和7年度以降、自殺のリスクの高い子どものケースの把握及び支援をしていなかったため不明。
14	大和市	設置の要否について検討											
15	伊勢原市	未定						○					
16	海老名市	設置に向け検討	自殺対策部局		既存の協議会等と兼ねて設置	令和2年4月1日より実施している、海老名市で実施している海老名市一人ひとりの命を守る連絡協議会と兼ねて実施							
17	座間市	設置に向け検討	決まっていない		既存の協議会等と兼ねて設置	未定							
18	南足柄市	未定											

	市町村名	問1　法定協議会の設置状況	問2　法定協議会の事務局	問3　その他の具体的な部局	問4　設置または設置に向け検討している場合、法定協議会の設置形態	問5　既存の協議会等と兼ねて設置またはその他の場合、設置形態	問6　令和7年度以降に、本人及び保護者等の情報提供の同意を得られていない場合に、どのような整理で情報共有を行いましたか						問7　問6でその他と回答した場合の情報共有の方法
							ア　集団的守秘義務が課せられている自殺対策基本法に基づく法定協議会において個人情報の共有がされた。	イ　集団的守秘義務が課せられている要保護児童対策地域協議会において、個人情報の共有がされた。	ウ　個人情報保護法の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要」な状態であるとの判断がありため、個人情報の共有がされた。	エ　個人情報保護法の「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要」な状態であるとの判断があり、個人情報の共有がされた。	オ　根拠法令等は分からない。	カ　その他	
19	綾瀬市	設置に向け検討	自殺対策部局		既存の協議会等と兼ねて設置	自殺対策庁内会議							
20	葉山町	設置は検討していない											
21	寒川町	未定											
22	大磯町	設置に向け検討	決まっていない		決まっていない			○					
23	二宮町	未定											
24	中井町	設置は検討していない											
25	大井町	設置は検討していない											
26	松田町	未定											
27	山北町	設置は検討していない											
28	開成町	未定											
29	箱根町	未定											
30	真鶴町	設置は検討していない											
31	湯河原町	未定						○					
32	愛川町	設置は検討していない						○					
33	清川村	設置に向け検討	自殺対策部局		既存の協議会等と兼ねて設置	単独の協議会として設置する予定はないが、対象の案件がある場合には、清川村では毎月実施している精神保健事業連絡会のほか、教育委員会との連絡協議会に参加し、情報共有を行っている。							
		設置した 0 設置に向け検討 11 設置の要否について検討 7 設置は検討していない 6 未定 9	自殺対策部局 5 教育部局 0 児童福祉部局 0 決まっていない 7 その他 0		法定協議会を単独で設置 0 既存の協議会等と兼ねて設置 6 決まっていない 6 その他 0		0	7	4	2	0	4	